

令和2年度 市・県民税申告の手引

珠洲市役所 税務課

〒927-1295 珠洲市上戸町北方1-6-2

電話 0768-82-7735(直通)

- この手引は、市・県民税申告書の書き方を説明するものです。
- この手引は、一般的な事項について説明しています。申告についてお分かりにならない点がありましたら、税務課にお尋ねください。
- 申告期限は令和2年3月16日(月)です。期限までに必ず提出してください。
- 郵送でも提出できます。その際は必要書類を同封してください。
- ご自分で正しく申告書を作成して提出していただく「自書申告」を推進していますので、ご協力をお願いします。

申告受付の期間と時間

令和2年2月17日(月)～3月16日(月) 8:30～17:00(受付は16:30まで)

※ 土・日・祝日は受付を行っていません。

ただし令和2年2月17日(月)から2月21日(金)までの期間に限り、窓口を18:30まで(受付は18:00まで)延長します。

申告会場

珠洲市役所 2階 税務課窓口

※ 2月27日(木)、28日(金)は輪島税務署による出張申告相談のため、所得税の申告会場は、珠洲市産業センター(本庁舎横)2階大会議室に変更となります。

輪島税務署による出張申告相談

会場 珠洲市産業センター 2階 大会議室

日時 2月27日(木) 10:00～12:00、13:00～16:00(受付は14:30まで)

2月28日(金) 10:00～12:00(受付は11:30まで)

申告していただく方

令和2年1月1日現在、珠洲市に住民登録があるか、実際にお住まいの方

※ 令和元年中に所得がなかった方、扶養家族の方等は申告書裏面右下の「所得がなかった方の記載欄」に状況を記入してください。

申告をしなくてもよい方

①所得税の確定申告をする方

②給与から市・県民税が特別徴収(給与天引)されていて、それ以外に収入がなかった方

※ 給与所得者で源泉徴収票を受け取った際には、住所が珠洲市になっているかどうかをご確認ください。前住所のままであったり、令和2年1月1日現在の居住地と異なっている場合は、至急、勤務先へ住所変更の届出をお願いします。

ご注意ください

申告がない(未申告)の場合は、

①行政機関への申請等に必要所得・課税証明書が発行できません。所得・課税証明書が必要な方は、所得がなくても申告書を提出してください。

②国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている場合、保険税・料の軽減が受けられない場合があります。

申告に必要なもの

- ①印鑑(認印)
- ②本人確認に必要な書類 (AかBいずれか)
 - A. マイナンバーカード
 - B. 通知カード+身元確認書類 (運転免許証、パスポート等)
顔写真付の身元確認書類でない場合は、保険証や年金手帳等2種類の確認書類が必要
(郵送で申告する場合はA【両面】又はB【身元確認書類等含む】の写しを同封)
- ③給与所得者は給与所得の源泉徴収票または支払者の証明書
- ④公的年金等の受給者は公的年金等の源泉徴収票
- ⑤事業所得者(営業等、農業)や不動産所得者は、収入や必要経費が分かる帳簿や領収書等
- ⑥所得控除・税額控除を受ける場合はその証明書・領収書
- ⑦その他関係書類※
 - 雑損控除 …………… 災害等に関連し支出した領収書等
 - 医療費控除 ……… 医療費の明細書及び領収書、保険で補てんされた金額の分かる書類
セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、予防への取組
(各種検診・予防接種等)の書類と対象医薬品の領収書等(※)
 - 社会保険料控除 …… 控除額の分かる書類(ただし、国民年金保険料については、領収書
または国民年金保険料控除証明書)
 - 生命保険料・地震保険料控除 …… 保険会社等が発行する控除証明書
 - 障害者控除 ……… 障害者手帳等の障害を証明できる書類
 - 寄附金税額控除 …… 寄附金の受領証明書(領収書)

※セルフメディケーションの詳細は別添資料参照

収入・所得について

①	事 業 等	販売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、漁業、外交員、大工等の方で、農業以外の事業から生ずる収入。	所得金額の計算は申告書裏面を使用してください(別紙を使用する場合は申告書に添付してください)。
②	業 農 業	米、野菜、花、果樹等の生産や販売、家畜の飼育等から生ずる収入。	
③	不 動 産	家賃、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地、小作料等による収入。	
④	利 子	公社債や預貯金の利息および公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金等による所得。	
⑤	配 当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金等による所得(所得税を源泉徴収された配当所得でも、市・県民税では申告の必要な場合があります)。	
⑥	給 与	給料、賃金、賞与等の収入(前年中の総支払額で、税金等を差し引く前の金額)。給与所得は次ページの「給与所得の計算」により算出してください。	
⑦	公的年金等	年金、恩給等の収入。公的年金等の所得金額は公的年金等(雑所得)の計算により算出してください。	
	そ の 他	シルバー人材センター配分金、互助年金、個人年金、原稿料等で、他のいずれにも該当しない所得。所得金額=収入金額-必要経費	
⑧	総 合 譲 渡	営業権、車両、機械器具等の譲渡による所得。これら以外の譲渡はお問い合わせください。	
	一 時	賞金、懸賞当選金、生命保険金等のような一時的な所得。 所得金額=(収入金額-必要経費-特別控除(最高50万円))×1/2	

給与所得の計算

A 給与の収入金額	円	
Aの金額を申告書の「収入金額等」の「カ」に転記してください。		
Aの金額	給与所得(申告書の⑥)に転記)	
～650,999円	0円	
651,000円 ～1,618,999円	A-650,000円	円
1,619,000円 ～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円 ～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円 ～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円 ～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円 ～1,799,999円	A÷4=B (Bは千円未満切捨て)	B×2.4 円
1,800,000円 ～3,599,999円		B×2.8-180,000円 円
3,600,000円 ～6,599,999円		B×3.2-540,000円 円
6,600,000円 ～9,999,999円	A×0.9-1,200,000円	円
10,000,000円	A×-2,200,000円	円

公的年金等(雑所得)の計算

C 公的年金等の収入金額	円	
Cの金額を申告書の「収入金額等」の「キ」に転記してください。		
	Cの金額	公的年金等の雑所得
65歳未満	～700,000円	0円
	700,001円 ～1,299,999円	C-700,000円 円
	1,300,000円 ～4,099,999円	C×0.75-375,000円 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	C×0.85-785,000円 円
	7,700,000円～	C×0.95-1,555,000円 円
65歳以上	～1,200,000円	0円
	1,200,001円 ～3,299,999円	C-1,200,000円 円
	3,300,000円 ～4,099,999円	C×0.75-375,000円 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	C×0.85-785,000円 円
	7,700,000円～	C×0.95-1,555,000円 円

所得控除(所得から差し引かれる金額)について

⑩ 雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が前年中に火災やその他の災害により損失を受けた場合、「差引損失金額-総所得金額等の合計額の10%」と、「差引損失金額のうち火災関連支出の金額-5万円」のいずれか多い方が控除額です。	この控除を受ける方は、控除に関する証明書・領収書を添付してください。
⑪ 医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に病院等に医療費を支払った場合、次により算出した金額が控除額です。 「[支払った医療費-保険金等で補てんされる額]-あなたの総所得金額等の合計額の5%(5%の金額が10万円を超える場合は10万円)」[最高限度額は200万円] セルフメディケーションについては別添資料参照。	
⑫ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために負担した社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、厚生年金保険料等)で、あなたが前年中に支払った金額が控除額です。	
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づき、支払った掛金(旧第2種共済掛金を除く)や、心身障害者扶養共済の掛金で、あなたが前年中に支払った金額が控除額です。	
⑭ 生命保険料控除	あなたや配偶者、親族の保険契約等で、あなたが支払った金額に基づき算出します。 (1) 一般生命保険の控除額：下表の新保険料Aまたは旧保険料Bで算出 (2) 個人年金保険の控除額：下表の新保険料Aまたは旧保険料Bで算出 (3) 介護医療保険の控除額：下表の新保険料Aで算出 (1)～(3)区分を足し合わせたものが控除額になります。(限度額は70,000円) ※ 同じ保険区分で新保険料等と旧保険料等の両方について控除の適用を受ける場合、その区分の限度額は28,000円となります。	
	A. 平成24年1月1日以降(新保険料等)	B. 平成23年12月31日以前(旧保険料等)
	12,000円以下……支払保険料の全額 12,000円超32,000円以下 ……支払保険料×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 ……支払保険料×1/4+14,000円 56,000円超……一律に28,000円	15,000円以下……支払保険料の全額 15,000円超40,000円以下 ……支払保険料×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 ……支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超……一律に35,000円
⑮ 地震保険料控除	あなたが常時居住している家屋や生活用動産を保険の目的とし、地震等によって生じた損害に対して保険金が支払われる地震保険が対象です。支払った保険料の1/2が控除額で、限度額は25,000円です。 また、従来の損害保険料控除のうち、平成18年12月31日までに締結した保険で、期間が10年以上で満期返戻金を支払う旨の特約がある損害保険契約にかかる保険料は、旧長期損害保険料として控除できます(限度額は10,000円) 旧長期損害保険料 5,000円以下……支払保険料の全額 5,000円超15,000円以下……支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超……一律に10,000円 地震保険料と旧長期損害保険料は併せて控除できますが、限度額は25,000円です。 ※ 一つの損害保険契約が、地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当する場合には、いずれか一方にのみ該当するものとして、控除額を計算します(この場合は、地震保険と旧長期損害保険の両方を控除することはできません)。 ※ 「短期損害保険料控除」は平成20年度から廃止されています。	

⑯	寡婦(寡夫)控除	寡婦	あなたが次のいずれかに該当する場合は寡婦控除が受けられます。 1. 夫と死別または離婚した後婚姻をしていない人あるいは夫の生死が不明の方で扶養親族または生計を一にする子(総所得金額等の合計額が38万円以下)を有している場合 2. 夫と死別後婚姻をしていない人または夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の場合(扶養親族がいなくてもよい) 1・2の場合、控除額は26万円 寡婦のうち扶養親族である子(総所得金額等の合計額が38万円以下)を有している人で、合計所得金額が500万円以下であれば特別に控除が受けられます(控除額は30万円)。
		寡夫	あなたが妻と死別または離婚した後婚姻をしていないか、妻の生死が不明であるとき生計を一にする子(総所得金額等の合計額が38万円以下)を有している場合で、かつ合計所得金額が500万円以下であれば控除が受けられます(控除額は26万円)。
⑰	勤労学生控除		あなたが学生または生徒で、合計所得金額が65万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下であれば控除が受けられます(控除額は26万円)。
⑱	障害者控除(※)		あなたや配偶者その他の親族(配偶者控除や扶養控除を受ける人に限る)が障害者である場合、控除が受けられます(普通障害者の控除額は26万円、特別障害者の控除額は30万円、同居特別障害者の控除額は53万円)。
⑲	配偶者控除(※)		あなたの前年中の合計所得金額が900万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族とされる人、青色専従者、白色専従者を除く)の前年中の合計所得金額が38万円以下の場合は、次のいずれかの控除が受けられます。配偶者:33万円 老人配偶者(70歳以上):38万円 注) あなたの前年中の合計所得が900万円を超える場合は控除額が異なります。
⑳	配偶者特別控除(※)		あなたの前年中の合計所得金額が900万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族とされる人、青色専従者、白色専従者を除く)で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合は配偶者の合計所得を基にして、下記の区分により特別控除が受けられます。 38万円超 90万円以下 33万円 105万円超 110万円以下 16万円 90万円超 95万円以下 31万円 110万円超 115万円以下 11万円 95万円超 100万円以下 26万円 115万円超 120万円以下 6万円 100万円超 105万円以下 21万円 120万円超 123万円以下 3万円 注) あなたの前年中の合計所得が900万円を超える場合は控除額が異なります。
㉑	扶養控除(※)		あなたと生計を一にする親族(他の所得者の扶養親族とされる人、青色専従者、白色専従者を除く)の前年中の合計所得金額が38万円以下の人がいる場合、次の控除が受けられます。 一般扶養:33万円(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満) 特定扶養(19歳以上23歳未満):45万円 老人扶養:38万円(70歳以上) 同居老親(老人扶養のうち、あなたかあなたの配偶者の直系尊属で同居している人):45万円
㉒	基礎控除		一律に控除が適用されます(控除額は33万円)。

※ 国外住居者に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除(16歳未満の扶養親族を含む)の適用を受けられる方は、『親族関係書類及び送金関係書類』を添付又は提示しなければなりません。(日本語訳付)ただし、給与等に係る年末調整を行う事業所及び、年金機構へ『親族関係書類及び送金関係書類』を提出または提示している場合は除きます。

市・県民税住宅借入金等特別税額控除について

市・県民税にかかる住宅借入金等特別控除を受ける場合には、確定申告または年末調整が必要です。なお、事業所から提出される給与支払報告書や確定申告書に、住宅借入金等特別控除可能額(住宅ローン控除可能額)や居住開始年月日等の記載がない場合、市・県民税の住宅ローン控除の対象とならない場合がありますのでご確認ください。

※ 平成19年から平成20年末までに入居した人については、所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、市・県民税の控除はありません。

農業所得の必要経費の具体例等

科 目	具 体 例
雇 人 費	常雇・臨時雇人等の労賃および賄費
小作料・賃借料	①農地の賃借料、②農地以外の土地・建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合等の共同施設利用料
減 価 償 却 費	建物・農機具・車両・搾乳牛等の償却費
租 税 公 課	①税込経理方式による消費税および地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税(土地・建物・償却資産)、自動車税(取得税・重量税を含む)、不動産取得税等の税金、②水利費・農業協同組合費等の公課 ※ 所得税、相続税、市・県民税、国民健康保険税、国民年金保険料、国税の延滞金・加算金、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金等は必要経費になりません。
種 苗 費	種もみ、苗類、種いも等の購入費用(自給分については収穫したときの価額によって記入します)
肥 料 費	肥料の購入費用
飼 料 費	飼料の購入費用
農 具 費	使用可能期間が1年未満か、取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用や共同防除費
諸 材 料 費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金等の諸材料の購入費用
修 繕 費	農機具、農業用自動車、農業用建物・施設等の修理に要した費用
動 力 光 熱 費	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリン等の燃料費

ご注意ください～家事上の経費について

- ①医療費や食費等家事上の費用
- ②農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費等のうち、住宅部分の費用
- ③水道料や電気料、燃料費等に含まれている家事分の費用

これらは、必要経費になりません。

必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除きます。

※ 上の②や③等の費用を家事関連費といいます。

家事関連費の家事分と事業分との区分は、使用面積や保険金額、使用時間等の適切な基準によって按分します。

減価償却費について(取得した日により計算方法が異なります)

平成19年4月31日以後に取得:減価償却費=取得価額×償却率×事業で使用する割合

平成19年3月31日以前に取得:減価償却費=取得価額×90%×償却率×事業で使用する割合

※ 年の途中で取得した場合等は、「令和元年中に事業に使用していた月数/12」を乗じます。

※ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産で、平成19年末までに減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合は、平成20年分以後、5年間で次の方法で計算した金額を減価償却費として計上し、1円まで償却できます。

$$\text{減価償却費} = (\text{取得価額} - \text{取得価額の95\%相当額} - 1 \text{円}) \div 5$$

寄附金税額控除について

1 都道府県・市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税制度」）

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、地方公共団体（都道府県や市区町村）に対する寄附金税制が拡充されました。（いわゆる「ふるさと納税制度」）

地方公共団体に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、市・県民税所得割の概ね2割を上限として、所得税と合わせて全額が税額控除されます。

控除額の計算方法

次の「基本控除額」と「特例控除額」の合計額が、寄附をされた年の翌年度の市・県民税の額から控除されます。

基本控除額	$(\text{地方公共団体に対する寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$
特例控除額	$(\text{地方公共団体に対する寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times ((90\% - 0 \sim 45\%) \times 1.021)$

複数の地方公共団体に対し寄附を行なった場合は、その寄附金の合計額で計算します。

特例控除額については、市・県民税所得割の額の2割を限度とします。

「0～45%」は、寄附者の所得税の計算上適用される最も高い税率（限界税率）です。

2 石川県共同募金会、日本赤十字社石川県支部に対する寄附金

石川県共同募金会、日本赤十字社石川県支部に対する寄附金については、次の式により算出した額が寄附をされた年の翌年度の市・県民税の額から控除されます。

控除額の計算方法 $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$

3 条例で指定した団体・法人等に対する寄附金

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県や市が条例で指定した寄附金についても、市・県民税の額から控除されます。

控除額の計算方法

次の式により算出した額が、寄附をされた年の翌年度の市・県民税の額から控除されます。

石川県が条例指定した寄附金（個人県民税分）	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 4\%$
珠洲市が条例指定した寄附金（個人市民税分）	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 6\%$

石川県と珠洲市の両方が条例指定した寄附金は、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、県内に事務所を有する社会福祉法人・学校法人等に対する寄附金です。（当該事務所で収納したものに限り。）

平成21年1月1日以降に支出した寄附金から適用します。

4 寄附金控除を受けるための手続き

寄附金控除（所得税・市・県民税）を受けるためには、寄附をされた方が、寄附先の発行する受領証明書（領収書）等を添えて、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに行なった寄附について、令和2年3月16日（月）までに申告をしていただく必要があります。

申告により、寄附をされた年の翌年度分の市・県民税について、本来納めていただく税額より軽減されます。所得税については寄附をされた年の税額が軽減されます。

なお、市・県民税の控除対象となる寄附金の限度額は、1～3までの寄附金を合わせて総所得金額等の30%です。

※ 東日本大震災に係る寄附金については、領収書等をご用意の上、ご相談ください。

市・県民税の均等割額及び所得割の税率

均等割額

	市民税	県民税
平成26年度以降	3,500円	2,000円

所得割の税率

市民税	県民税
6%	4%

①市・県民税の均等割額のうち、1,000円は「復興住民税」です。（10年間継続）

（市民税分500円、県民税分500円）

②県民税均等割額のうち、500円は「いしかわ森林環境税」です。

申告書記載例

度(元年分)市国民健康保険料 申告書

引番

珠洲市長 受付印	1月1日現在の住所 珠洲市 上戸町北方1-6-2	業種または職業 食品販売
フリガナ 氏名 珠洲 太郎	電話番号 82-2222	世帯主の氏名 続柄 珠洲 太郎 本人
令和2年 月 日提出	生年月日 明・大・昭 平・令 17年 7月 15日	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	本人確認 個・免・保・	続柄は世帯主から見た続柄を記入してください。

◎所得から差し引かれ 個人番号の記入をお願いします。

(10) 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
(11) 医療費控除	支払医療費 316,832 円	保険金などで補てんされる金額 50,000 円	
(12) 社会保険料控除	社会保険の種類 国民健康保険 介護保険 国民年金保険料	支払保険料 298,900 円 72,400 円 166,320 円	
(14) 生命保険料控除	新生命保険料の計 44,200 円	旧生命保険料の計 22,000 円	
(15) 地震保険料控除	地震保険料の計 8,963 円	旧長期損害保険料の計 31,591 円	
(16)~(17) 本人該当事項	<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未帰還 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 学校名		
(18) 障害者控除	氏名 珠洲 一郎	フリガナ スズ イチロウ	障害の程度 1級
(19)~(20) 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ 氏名 珠洲 花子	生年月日 明・大・昭 平・令 17・3・3	配偶者の合計所得 460,000 円
(21) 扶養控除	フリガナ 氏名 スズ イチロウ 珠洲 一郎	生年月日 明・大・昭 平・令 44・5・5	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 子 個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 控除額 33 万円
	フリガナ 氏名 スズ ジョウ 珠洲 次郎	生年月日 明・大・昭 平・令 15・3・31	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 子の子 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 控除額 33 万円
16歳未満の扶養親族	フリガナ 氏名 スズ サブロウ 珠洲 三郎	生年月日 明・大・昭 平・令 21・4・11	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 続柄 子の子 個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

収入金額等	事業	営業等	ア	4,021,310 円
		農業	イ	510,600
	不動産	ウ	500,000	
	利配給	子工		
		当才		
		与力	650,000	
	雑	公的年金等	キ	1,900,000
		その他	ク	
	総合譲渡	短期	ケ	
		長期	コ	
所得金額	事業	営業等	①	1,030,974
		農業	②	243,461
	不動産	③	400,000	
	利配給	子工	④	
		当才	⑤	
		与力	⑥	0
	雑	⑦	700,000	
	総合譲渡・一時	⑧		
	合計	⑨	2,374,435	

セルフメディケーションの際は区分に『1』を記入ください。

16歳未満の扶養親族	フリガナ 氏名 スズ サブ 珠洲 三郎	生年月日 明・大・昭 平・令 21・4・11	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 続柄 子の子 個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 個人番号
	フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 個人番号

市外の控除対象扶養親族がいる場合は、裏面左下の欄に住所情報等を記載してください。

◎寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円	条例	都道府県	円
住所地の共同募金会、日赤支部分	円	指定分	市区町村	円

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄付した金額を記入してください。
 「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

所得から差し引かれる金額	医療費控除	区分	(11)	166,832
	社会保険料控除	(12)	537,620	
	小規模企業共済等掛金控除	(13)		
	生命保険料控除	(14)	66,500	
	地震保険料控除	(15)	14,482	
	寡婦(寡夫)控除	(16)	0,000	
	勤労学生	(17)	530,000	
	障害者控除	(18)		
	配偶者控除	(19)	0,000	
	配偶者特別控除	(20)	330,000	
扶養控除	(21)	660,000		
基礎控除	(22)	330,000		
合計	(23)	2,635,434		

受付 入力

◎農業所得

◎営業所得

◎不動産所得

◎農業所得				◎営業所得		◎不動産所得	
科目	作付面積	販売金額	家事消費	科目	金額	科目	金額
水稲	40 ^a	318,000 ^円	100,000 ^円	収入金額	売上金額 3,521,310 ^円	収入金額	賃貸料 500,000 ^円
かぼちゃ	10	52,600	10,000		家事消費 500,000		その他
すいか				合計	④4,021,310	合計	④500,000
りんご				仕入金額	2,091,521	減価償却費	
しいたけ(生)				減価償却費	100,000	必租税公課	50,000
しいたけ(乾)				地代家賃	200,000	要損害保険料	50,000
まつたけ				水道光熱費	98,815	修繕費	
野菜	5		10,000	雑費		費雑費	
空白欄には必要事項を追加して記入することも可能です。				合計	⑥2,490,336	合計	⑥100,000
小計		370,600	120,000	専従者控除	⑦500,000	専従者控除	⑦
雑収入		農作業委託費 20,000		所得金額(④-⑥-⑦)	1,030,974	所得金額(④-⑥-⑦)	400,000
合計		⑤510,600					

科目	金額	科目	金額	減価償却費の計算						
雇人費		諸材料費		名称	取得年月	取得価格	耐用年数	専用割合	減価償却費	購入先
小作料・賃借料	30,000	修繕費		トラクター	・	円	7	%	円	
減価償却費	108,195	動力光熱費	13,218	耕運機	・		7			
租税公課	38,200			田植機	・		7			
種苗費	26,921			コンバイン	・		7			
肥料費	23,169			バインダー	・		7			
農具費	3,150			ハーベスター	・		7			
農業・衛生費	24,286	雑費		もみすり機	R元・7	480,000	7 ¹⁰⁰		34,320	〇〇農協
合計		⑧267,139		7で割るのではなく、償却率0.143(1/7)をかけます。その後1年間で使用した月数(例では6/12)を計算します。						
専従者控除		⑨		軽自動車	H31・4	788,000	4	50	73,875	□□自動車
所得金額(④-⑧-⑨)		243,461		合計					108,195	

備考(雇人氏名・専従者氏名など)
 小作料 蛸島町〇〇番地 △△三郎 30,000円
 専従者 珠洲 椿(子の妻) 500,000円

◎給与所得

月	日	給	日数	月収	月	日	給	日数	月収	科目	金額
1		円		円	7		円		円	賞与等	
2					8					合計	
3					9					勤務先住所	
4					10					勤務先名	
5					11					電話番号	
6					12						

◎市外の扶養親族に関する事項

フリガナ	スズ 珠洲 サプロウ 三郎	生年月日	明・大・昭 21・4・11	続柄	子の子
氏名	珠洲 三郎	生年月日	昭・令		
住所	石川県金沢市〇〇〇〇33番地				
個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3				
フリガナ		生年月日	明・大・昭	続柄	
氏名		生年月日	平・令		
住所					
個人番号					
フリガナ		生年月日	明・大・昭	続柄	
氏名		生年月日	平・令		
住所					
個人番号					

◎雑所得(公的年金以外)

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

◎所得がなかった方の記載欄

令和元年中に所得の無かった方は、昨年の生活状況について当てはまるところを記入してください

- 下記の人から扶養、または援助を受けていた(住所)(氏名)(続柄)
- 学生だった()学校()学部()学年
- その他
 - 失業中
 - 病気療養中
 - 遺族年金受給者
 - 障害年金受給者
 - その他(下の括弧内に記入してください)